

議案第46号

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年6月1日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、一般廃棄物処理手数料の見直しに伴い、事業活動により生じるし尿の処理に係る手数料の額の改定及び字句の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年北名古屋市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「（事業系一般廃棄物を除く。）」を削る。

別表第1し尿の項を次のように改める。

し尿（一般家庭等）	36Lにつき250円
し尿（事業用仮設トイレ）	18Lにつき280円

別表第1事業系可燃ごみ（市長が指定する処理施設で処分するときの処理費用）の項中「1キログラム」を「1kg」に改める。

別表第1に備考として次のように加える。

備考 し尿（一般家庭等）とは、一般家庭等常設くみ取式トイレから排出されるし尿をいい、し尿（事業用仮設トイレ）とは、工事等により一時的に設置された移動可能なくみ取式トイレから排出されるし尿をいう。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。